

稚魚ウナギ & モクズガニの放流



ルールとマナーを守って 楽しく遊びましょう。

魚を捕るためにやっちゃいけないことがあります。
川に毒や電流を流したり、水中銃を使って魚を捕ってはいけません。

魚を捕ってはいけない時期や場所があります。
魚種や河川湖沼によって魚を捕っても良い期間に違いがあります。さらに魚などを捕ってはいけない区域があるので、そういう場所で釣りなどをしてはいけません。

ブラックバスやブルーギルなどを飼ったり川や湖に放してはいけません。
これらの魚種は、川や湖に放流したり飼育することが法律で禁止されています。

小さい魚はとってはいけません。
都道府県の規則で捕ってはいけない大きさが決められていますので、小さな魚が釣れたときは川に返してください。

先に来ている人にあいさつしてから釣り場に入りましょう。
お互いが気持ちよく過ごせるよう、釣り場にはいるときは先に来ている人に声をかけましょう。

他の釣り人や地元の人迷惑になるようなことはしてはいけません。
大きな声で騒いだり、音楽を大きな音で流したりしないでください。

田んぼや畑など他人の土地に無断で入ってはいけません。
釣り場への近道だからといって田んぼや畑など他人の土地に無断で入ってはいけません。

釣り針や空き缶などのゴミを川に捨ててはいけません。
ゴミは自分で持ち帰りましょう。

木を折ったり草花を抜いたりしないでください。
釣り場にはいるときなどに邪魔だからといってむやみに木や草花を折らないでください。

川の中の石を動かしたときは、必ず元にもどしてください。
川の中に入って昆虫や魚を捕るために石を動かしたりしたときは、元の状態にもどしてください。

つぎ 次のようなことはたいへん危険なので ぜったい 絶対やめましょう。

川に出かけるときは、必ず大人といっしょに行きましょう。

川が溜水しているときは、出かけないなど、無理は絶対にしないようにしましょう。

天候には十分に注意し、台風が接近しているときなど大雨のおそれがあるときは、川遊びを中止してください。

～たくさんの生命を育み 豊かな自然環境を生み出す 川を大切にしよう～

くしま河川 釣りマップ

串間市淡水漁業協同組合
 〒888-0007
 串間市大字南方249番地
 TEL 0987-72-5605

くしま河川釣りマップ

～たくさんの生命を育み

〔鑑札取扱所〕豊かな自然環境を生み出す

川を大切にしよう～

宮崎県知事により
第5種共同漁業権〔福島川本・支流〕
〔本城川本・支流〕
(義務放流と釣りをする権利)

〔平成25年9月1日から〕
〔平成35年8月31日まで〕認可されています

〔魚種制限表〕

| 魚種 | 採捕期間 | 全長制限 (採捕禁止) | 漁業の方法 | 総数又は規模 | 漁具等の制限 |
|-------|--|----------------|-------|-------------------------------|--------------------------------|
| うなぎ | 4月1日 ～9月30日 | 25cm以下 | 一本釣 | 3本 | |
| | | | 筒漬 | 15個以内 | |
| | | | 穴釣 | 1本 | |
| | | | 延縄 | 釣り針 100本以内 | |
| | | | 柴漬 | 15束以内 | |
| あゆ | 6月1日 ～12月31日 但し刺網 8月1日～12月31日 | | 一本釣 | 1本 | やな・片手投網・堰待の漁具・漁法での採捕は禁止されています。 |
| | | | 投網 | 15cmにつき10節以下の太目の網、長さ3m以内、1統以内 | |
| | | | 刺網 | 縄の長さが30m以内 | |
| やまめ | 4月1日～9月30日 | 15cm以下 | 一本釣 | 1本 | |
| モクスガニ | 9月1日 ～11月30日 日没から日の出まで | 5cm以下 1人3籠 | かにかご | 3個以内 | |
| | | | たも網 | 15cmにつき10節以下の太目の網、1統以内 | |

凡例

主な放流箇所と魚種等

| | |
|-------|--|
| うなぎ | |
| あゆ | |
| やまめ | |
| モクスガニ | |
| 井堰 | |

| 名称 | 電話 |
|-------------|---------|
| 串間市淡水漁業協同組合 | 72-5605 |
| 福助つり具店 | 72-0579 |
| 川崎つり具店 | 72-2331 |

〔漁業鑑札表〕※平成27年現在 (市外：遊漁者 市内：組合員及び准組合員)

| 漁法 | 組合員 (行送料) | 遊漁者 (遊漁料) | 漁法 | 組合員 (行送料) | 遊漁者 (遊漁料) |
|-----|--------------|--------------|------|--------------|--------------|
| 一本釣 | 1,500円 | 2,000円 | たも網 | 1,500円 | 2,000円 |
| 鮎掛 | 1,500円 | 2,000円 | 素潜り | 1,500円 | 2,000円 |
| 穴釣 | 1,500円 | 2,000円 | 筒漬 | 3,500円 | 2,500円 |
| 金突 | 1,500円 | 2,000円 | 投網 | 2,500円 | 3,000円 |
| 延縄 | 1,500円 | 2,000円 | カニカゴ | 3,500円 | 4,000円 |
| 紫漬 | 1,500円 | 2,000円 | 刺網 | 4,500円 | 5,000円 |

〔漁具漁法の制限及び禁止〕

次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない

- ①瀬干漁 (瀬替漁を含む。)
- ②かつら縄、う縄を使用する漁法 (あゆを目的とするもの。)
- ③潜水器を使用する漁法 (簡易潜水器を含む。)
- ④火光または照明を使用する漁法 (あゆを目的とするもの。)
- ⑤水中に電流を通じて行なう漁法
- ⑥金たらい (方言かんびび) 又はびん (ガラス、陶、金属及び化学製品のもの) を使用する漁法
- ⑦15センチメートルにつき11節以上の細目の網 (ただし、はやを目的とする場合及び手たもを除く。)
- ⑧蚊針 (ただし3月1日から5月31日までの間)

志布志市

